

## 奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第487回）

資料No.	資料名
No. 1	令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿
No. 3	関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋
No. 4	「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」 日本労働組合総連合会 奈良県連合会
No. 5	「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」 奈良県労働組合連合会
No. 6	「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」 一般社団法人 奈良経済産業協会
No. 7	奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）
No. 8	奈良地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
No. 9	最低賃金と生活保護との整合性について

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 2 年 7 月 21 日

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

- (4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

## 1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小

企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

奈良地方最低賃金審議会  
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益代表

いとう  
伊東

しんいち  
眞一

しもやま  
下山

あきら  
朗

ただ  
多田

みのる  
実

労働者代表

きたお  
北尾

りょう  
亮

まつだ  
松田

たくみ  
拓実

やまもと  
山本

まさる  
勝

使用者代表

うえむら  
上村

けんじ  
賢司

とうま  
当麻

かずしげ  
和重

にしだ  
西田

まさひこ  
雅彦

(敬称略、五十音順)

備考

令和2年7月15日任命

## 関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋

(専門部会等)

### **最低賃金法第25条第5項**

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(専門部会等)

### **最低賃金法第25条第6項**

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(関係労働者及び関係使用者の意見)

### **最低賃金法施行規則第11条第1項**

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

### **最低賃金法施行規則第11条第2項**

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む。）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。



2020年7月15日(水)

奈良地方最低賃金審議会  
会長 多田 実 様



### 奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるにあたって、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

日本において、近年の労働力人口の減少が労働市場に与える影響は深刻さを増しており、人手不足感は急速な高まりを見せています。

また、有期・短時間・契約・派遣などで働く者は雇用者全体の約4割、障がい者雇用者数は民間企業で15年連続過去最高を更新し53.5万人、外国人労働者は前年同比で18万人増加して146万人にのぼるなど、働く者の多様化が進んでいます。

加えて、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等により経済・社会活動が停滞するなど、働く者の賃金は言うまでもなく、雇用にも深刻な影響が出ており、今後の雇用情勢についてもより一層深刻な影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況の中にあっても過去最大規模と言われる緊急経済対策により現状を乗り切るとともに、将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、すべての働く者の労働諸条件の改善をはかり、「人的投資の促進」によって働く者のモチベーションを維持・向上させ、消費の拡大による「経済の自律的成長」と「社会の持続性」を促していかなければなりません。そのためには、分配構造の転換につながり得る賃上げが必要であります。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものであります。そうであるからこそ、雇用形態の違いや国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきと認識しております。

2019年度の審議結果について、地域別最低賃の全国加重平均は、27円増の901円となり初めて900円を超えました。加えて、最高額と最低額の額差が16年ぶりに1円改善し、割合も78.0%（前年77.3%）と5年連続で改善しましたが、すべての働く者のセーフティネットとしては、依然不十分であると言わざるを得ません。現下の日本の経済・社会の状況を鑑み、社会の持続性を担保していくには、生存権を確保した上で働きの価値に見合う水準としてふさわしいナショナルミニマム水準はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面めざすべき水準を重視した審議が必要であると考えております。

加えて、地域間格差も大きな課題であります。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ、都市部へのさらなる労働力の流出につながり、奈良県における中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明らかであります。

以上のことを踏まえ、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。



## 記

1. 地域別最低賃金の改正にあたっては、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。奈良地方最低賃金審議会において新型コロナウイルスの感染拡大の影響が経済情勢等に及ぶ中での審議となりますが、現下の厳しい情勢を何としても乗り越え、今後の経済再生を展望していかなければならず、生活不安、雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものと認識する。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営をおこなわれたい。
2. 2020春季生活闘争では、「経済の自律的成長」と「社会の持続性」に向け多くの中小労働組合が昨年とほぼ同水準の賃上げの回答を引き出し、組織されている労働者は、4月から賃上げが実施されている。一方、未組織労働者の多くは、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができないため、不当な低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あり、現在の地域別最低賃金の水準では最低限の生活を営むことすら困難でセーフティネットとして不十分である。多くの未組織労働者への波及力を強く意識し、社会的セーフティネットとして実効ある水準を目指し、早急に「全国平均1000円」に向けた審議を図られたい。
3. 賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、とりわけ、奈良県においては県内就業率が低く、人材確保の観点からも隣接府県の状況も十分視野に入れたものとされたい。
4. 審議会における「参考資料の在り方」について、2017年3月28日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の中で「各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引き上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要」と報告されていたことを踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示を求めるとともに、連合リビングウェイジを参考とした単身労働者の必要最低生計費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮し、より水準を重視した審議を進められたい。
5. 今年度の奈良県最低賃金の改正が、一般労働者の賃金に速やかに反映するよう早期の改正決定が行われるよう努力を図られたい。

以上



奈良労働局  
局長 川村 徹宏 殿  
奈良地方最低賃金審議会  
会長 多田 実 殿

2020年7月20日

奈良県労働組合連合会  
議長 松本 俊



## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

今年3月より新型コロナウイルスの感染防止対策のための自粛等で、外出が制限され、労働者の勤務状況にも大きな影響を及ぼしています。昨年の消費税の増税で個人消費が落ち込み、景気が冷え込んでいる上に、コロナ危機で経済やくらしは大きな打撃を受けています。

こうした下で、労働者・国民には憲法25条による「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を保障されなければならないとされており、労働基準法の第1条でも「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」し、最低賃金法でも「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」という目的の下、労働条件が設定されなければなりません。こうしたことはコロナ禍の下では、労働者の生活を保障する賃金を押さえ込むことではなく、その生活水準を守ることが基本にあり、その上に国としての生活や営業を守るための保障がされなければならないということが底流にあるということを忘れてはなりません。

一方、奈良県在住の15歳以上の労働者の28.8%が県外に働きに出て行き、特に大阪に隣接する生駒市、王寺町、三郷町、香芝市では特に顕著にその傾向が現れています。高校卒業生の県内就職率は61.0%（平成30年3月；文部科学省）と全国平均の81.1%を大きく下回っています。その背景には、地域間格差の問題があります。最低賃金額の格差も年々広がっています。現行の奈良県の最低賃金は時間給837円、大阪府は964円、京都は909円となっています。結果、大阪府との差が127円、京都との差が72円へと大きく広がっています。奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心してくらする賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引き上げを強く求めます。

さらに、奈良県で働く非正規労働者の割合は41.1%（平成29年：総務省）と高く、最低賃金レベルが時給で働く労働者の賃金レベルを決定することから、その影響は大きいという点です。非正規率は、沖縄県43.1%、京都府42.5%について、全国第3位となっています。若年労働者の非正規率は全国平均32.9%に対し、これも全国第3位で37.9%となっています。若者に将来にわたり、継続して働き続けることのできる条件を示すためには最賃の引き上げで賃金水準の大幅な引き上げをすることが重要です。



奈良県の最低賃金の大幅な引き上げと1日も早く、早期に時給1,000円に上げるように申し入れます。全労連の2019年6月に作成した最低生計費試算調査は、北海道から鹿児島までの19の道府県、21の自治体の最低生計費の平均は、月額231,188円であり、時給に換算しますと1541円（月150時間換算）で1500円のレベルでないと健康で文化的な最低限の生活を維持できないという結果が出ています。全国的に時給1000円への引き上げは、喫緊の課題と考えます。

最後に、国の施策で、コロナの影響を受けている中小企業への相談窓口体制の充実と営業継続のための支援策を審議会名で国に強く求めていただくことを求め、以下に要請項目を記します。

## 記

1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、早急に時給1000円への引き上げを行うこと。また、働いて健康的で文化的な生活を送ることが出来ることのできる時間額1,500円に道を開く大幅な引き上げを検討していただきたいこと。
2. 最低賃金法の趣旨を踏まえ、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. ランク別の目安の提示は年々格差が広がる仕組みになっていることを踏まえ、ABCランクをなくし、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. コロナ禍の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充を国に意見を上げること。
5. 専門部会の傍聴と議事録の公開をすること。

以上

令和2年7月16日

奈良地方最低賃金審議会  
会長 多田 実 殿

一般社団法人奈良経済産業協会  
会長 林 剛 昭



奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるに当たって、最低賃金法第25条5項の規定に基づき、意見書を提出します。

記

1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症拡大により、日本経済はこれまでに経験したことのない、危機的な状況に直面し、緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、幅広い業種や地域の事業者にも多大な影響を及ぼした。宣言等の解除後も、その爪痕が大きく残っており、いまだコロナ以前の状況に戻っておらず、とりわけ、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者にも甚大な影響を与え続けている。

中小企業庁の「中小企業景況調査結果」によれば、中小企業の業況判断D I は、急激に悪化し、全産業のD I は4-6月期▲64.1（前期比▲39.7）であり、6期連続で低下した。これはリーマン・ショック後の2009年1-3月期に記録した▲50.0を大きく下回る数値となっている。また地域別の業況判断D I も、北海道から九州・沖縄までのすべての地域において、全産業、製造業、非製造業のいずれも低下している。

コロナ関連の倒産も増えており、帝国データバンク調査結果によると、新型コロナウイルス関連で倒産した企業は、全国で322社に上っており、業種別では、「飲食店」「ホテル・旅館」が突出して多くなっている。第二波への懸念から、外食を控える動きが継続し、依然として厳しい状況が続くことが見込まれる。

こうした厳しい状況は、雇用面において広範囲に現れており、多くの企業が雇用調整助成金等を活用した一時帰休や休業等を実施した結果、5月の休業者は354万人超と、リーマン・ショック時のピークの水準（153万人）を2倍以上上回っている。加えて、厚生労働省調べによると、雇用調整の可能性のある事業所数は約5万7千事業所、解雇等が見込まれている労働者は約3万2千人に達していて、今後さらに悪化する可能性が高い。

特効薬やワクチンが開発され十分に普及するまでの当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされることになり、第二波・第三波の到来が懸念されるなか、経済の先行きは極めて不透明となっており、少なくとも、今年度中の力強い景気回復は期待できないとの見方が強まっている。

特に、観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光や関連する飲食やイベント等の需要自体が喪失し、ゼロになったと言える大変厳しい状況であり、関連する製品・サービスの需要が大幅な減少、需要減少に伴う投資案件の凍結等の影響が見られ



本年4月の奈良県鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）で87.7となり、前月比2.0%と2か月ぶりの上昇となったが、昨年同月比マイナス10.4ポイントで、直近の1年間の指数の推移を見ると90ポイント以上が続いていたが、ここ直近では3ヶ月連続で80ポイント代が続いており、指数は非常に低い状況で上昇が見られず、経済の低位傾向が続いている。

本年4月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）で、87.1ポイントで、前月比9.1ポイントのマイナスであり、近畿の鉱工業指数（季節調整済指数（生産））は、88.3ポイントとなり、前月比8.6ポイントのマイナスとなっている。

奈良県鉱工業指数は、全国を若干上回るが、近畿とは0.6ポイントの差がある。

これは、全国の87ポイント自体が非常に低位であることから、奈良県を含めて、非常に厳しい状況になっていることの証左と言える。

鉱工業指数	全国		近畿		奈良県
	指数	奈良との差	指数	奈良との差	指数
R2年4月	87.1	-0.6ポイント	88.3	0.6ポイント	87.7

2020年春季労使交渉結果は、日本経済団体連合会調査の中小企業（従業員500人未満）の回答状況によると、全産業のアップ率は1.72%（昨年比で0.15ポイント下落）となっている。また、一般社団法人奈良経済産業協会が会員・県内企業を主な対象とした調査（回答企業20社）では、全産業のアップ率は1.50%（昨年比で0.23ポイント下落）となっている。

ただ、経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数に限られ、規模が比較的大きいことが見て取れ、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数あり、特に、全国では賃金改定を実施しない事業所が数多くあることから、回答結果の扱いには注意が必要である。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキル・学齢を全く関係なく定めるものあり、評価軸が全く異なっていることに充分留意することが必要である。

賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2018年データによると、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟36カ国の中で第21位と、前年度より1つ低下している。主要先進国7カ国でみると、データが取得可能な1970年以降、連続して最下位の状況が続いており、日本の生産性の低さが際だち、国際的に見ても労働生産性が低い中で、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

## 2. 今年度の金額審議における基本的な考え方

最低賃金は、法的強制力をもって引き上げられ、各企業の状況に関係なく人件費を増大させることになり、県内中小企業・小規模事業者から、「最低賃金を引き下げてほしい」との声が多く聞かれる中、このような状況下で引上げることは、事業継続と雇用維持のため、雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながら、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者をさらなる窮地へ追い込むことになるとの懸念を強くもっており、この認識は、政府とも共有できていると考える。

先般、安倍総理も「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との考え方を示された。この考え方に、使用者側は全面的に賛同するところです。

また、連合と経団連の両会長の会談においても、事業の継続と雇用の維持・確保に全力で取り組むことの重要性を確認し合い、労使メッセージとして発信されており、このことの意味を、労使で深く認識しながら取り組んでいくことが求められている。

事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、安倍総理が加藤厚生労働大臣に指示された、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との基本的な考え方を関係者一同が重く受け止め、今年度の審議に臨むべきであると考えている。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という「時々の事情」への配意を強く求められ、3%を超える大幅な引上げが実施されてきた。その結果、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した引上げが続いてきたといえる。

最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要があるとあり、本来、3要素を総合的に表していると考えられる「賃金改定状況実態調査」の「第4表」を重視した審議が基本といえる。

しかし、雇用維持が最大の課題という、まさに緊急事態である今年度については、3要素のうち、「③通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から、新型コロナウイルス感染症が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている影響を示した、様々なデータを十分に踏まえて検討する必要があると考える。

今年度は、「事業の継続と雇用の維持を最優先とする」とのメッセージを公労使で強く発信するためにも、「100年に一度の危機」と言われたリーマン・ショックをも上回る状況下において、「据え置き・凍結」すべき環境であることを使用者側は強く主張する。

最低賃金は、罰則を伴う強制力のある制度であり、全ての企業に適用されるもので、特に経営基盤が脆弱な中小零細企業に及ぼす影響は非常に大きく深刻なものである。

この大変な状況を踏まえ、最低賃金の審議に当たっては、県内中小零細企業の経営実態や、現在の経済・雇用の状況を鑑み、希望的な観測や予測等でなく、実質GDP・鉱工業指数・物価指数・業況判断DI等の各種統計指標が大幅に低下している現実、エビデンスに基づき、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解とする。

## 奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書

7-1 関係法令条文【参考】

7-2 奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書（3業種）

## 関係法令【参考】

### 最低賃金法第15条第1項

- 1 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）



令和2年 月 日

奈良労働局長  
川村 徹宏 殿

大和郡山市丹後庄町 300 番地  
JAM 大阪 奈良地区協議会  
議長 松井 敦



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲  
奈良県において、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 6,610 名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名  
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 2,771 名  
奈良県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 6,610 名  
$$A / B \times 100 = 41.9\%$$
  
最も低い労働協約の金額 = 7,902 円/日額 988 円/時間額  
現在適用されている法定最低賃金額 = 897 円/時間額
5. 添付書類
  - ① 労働協約の写し
  - ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
  - ③ 奈良県における奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
  - ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査に基づく推計)

適用使用者数	190
適用労働者数	6,610

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
株式会社ヒラノテクシード	ヒラノテクシード労働組合	226
株式会社ジェイテクト	ジェイテクト労働組合	1,443
光精軌工業株式会社	光精軌労働組合	59
ホソカワミクロン株式会社	ホソカワミクロン労働組合	28
光洋機械工業株式会社	光洋機械工業労働組合	349
株式会社MSTコーポレーション	MSTコーポレーション労働組合	211
株式会社品川工業所	品川工業所労働組合	112
光洋サーモシステム株式会社	光洋サーモシステム労働組合	343
計		2,771

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

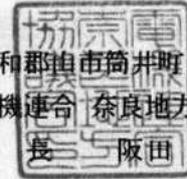
事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
株式会社ヒラノテクシード	20.33	157.5	169,000	8,313	1073
株式会社ジェイテクト	20.3	157.5	169,500	8,350	1076
光精軌工業株式会社	20.8	163.1	169,300	8,139	1038
ホソカワミクロン株式会社		155	165,600		1068
光洋機械工業株式会社		157.6	169,500		1076
株式会社MSTコーポレーション				8,547	1068
株式会社品川工業所	20.25	162	160,000	7,902	988
光洋サーモシステム株式会社	20.3	157.6	169,500	8,350	1076



奈良労働局長 川村 徹宏 殿

令和2年 月 日

大和郡由緒町800  
電機連合 奈良地方協議会  
議長 阪田 聖司



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1,080名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 879名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 1,080名

$$A / B \times 100 = 81.4\%$$

最も低い労働協約の金額 = 8,165円/日額 1,067円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 882円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数 55  
適用労働者数 1,080

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
パナソニック株式会社 パナソニックアプライアンス社 ①情報デバイスビジネスユニット	パナソニックアプライアンス労働組合 奈良支部	284
シャープ株式会社天理工場 ①ディスプレイデバイス ②カメラモジュール	シャープ労働組合まほろば支部	595
計		879

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
パナソニック株式会社	19.84	153.7	164,000	8,165	1067
シャープ株式会社	19.9	154.4	165,000	8,291	1069

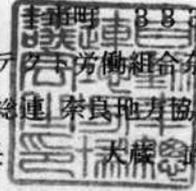


令和2年 月 日

奈良労働局長

川村 徹宏 殿

橿原市 883  
ジェイアール労働組合奈良支部内  
自動車総連 奈良地方協議会  
議長 大蔵 武臣



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県自動車小売業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3,020 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 1,275 名

奈良県に自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数 B: 3,020 名

$$A / B \times 100 = 42.2\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7,170 円/日額 952 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 884 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

## 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	382
適用労働者数	3,020

(ア、上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
トヨタカローラ奈良株式会社	トヨタカローラ奈良労働組合	197
株式会社日産サテオ奈良	日産サテオ奈良労働組合	65
株式会社ホンダ四輪販売南近畿	ホンダ四輪販売南近畿支部労働組合	157
奈良トヨタ自動車株式会社	奈良トヨタ自動車労働組合	226
奈良ダイハツ株式会社	奈良ダイハツ労働組合	148
計		793

(イ、上記の内労働組合により最低賃金を改正する事が必要であるとの機関決定が行なわれている労働組合の構成員数内訳)

事業所名	組織名	構成員数
株式会社奈良三菱自動車販売	奈良三菱自動車販売労働組合	18
株式会社奈良マツダ	奈良マツダ労働組合	98
奈良日産自動車株式会社	奈良日産自動車労働組合	142
株式会社スズキ自販奈良	スズキ販売労働組合自販奈良支部	140
日産プリンス奈良販売株式会社	日産プリンス奈良販売労働組合	84
計		482

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
トヨタカローラ奈良株式会社	22	160	155,000	7,045	968
日産サテオ奈良労働組合	21.33	160	161,500	7,571	1,010
株式会社ホンダ四輪販売南近畿	20.4	163.3	165,400	8,107	1,012
奈良トヨタ自動車株式会社	21	158	150,500	7,170	952
奈良ダイハツ株式会社	21.58	161.85	165,200	7,654	1,021

## 奈良地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

## 公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
ただ 多田	みのる 実
ふかみ 深水	まり 麻里

## 労働者委員

きたお 北尾	りょう 亮
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまもと 山本	まさる 勝

## 使用者委員

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

## 最低賃金と生活保護との整合性について

### 1 最低賃金法第9条第3項の趣旨（関連通達から）

#### 最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

**3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。**

最低賃金と生活保護基準の関係について、生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである趣旨から考えると、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生活費の保障という観点及び就労に対するインセンティブの低下並びにモラルハザードの観点から問題があることから、最低賃金法第9条第2項の「労働者の生計費」を考慮する際のひとつの要素として、生活保護に係る施策があることを法律上明確にしたものです。

法律上、特に生活保護に係る施策との整合性だけが明確化された点に鑑みれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると解されます。

### 2 保護基準の考え方について（平成20年度版「保護の手引き」から）

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっています。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則です。具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地（1級地-1・1級地-2、2級地-1・2級地-2、3級地-1・3級地-2）に分類し基準額を設定しています。どこがどの級地に該当するのかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣が決めており、おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地をはじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっています。

奈良県の場合は、2級地-1 奈良市、生駒市      2級地-2 橿原市

3級地-1 他の市町と明日香村 3級地-2 明日香村を除く村  
となっています。

(1) 生活扶助基準

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費について最低生活費を表示したものです。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっています。

ア 第1類費（個人的経費）

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に表示されています。

イ 第2類費（世帯共通的経費）

世帯全体としてまとめて支出される経費で、電気代、ガス代、水道代などの光熱費や家具什器費などが該当し、世帯人員別に表示されています。また冬季は、寒冷の度合いなどによって、暖房費などの必要額が異なりますので、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が表示されています。

**※ 別添「最低生活費の体系」を参照。**

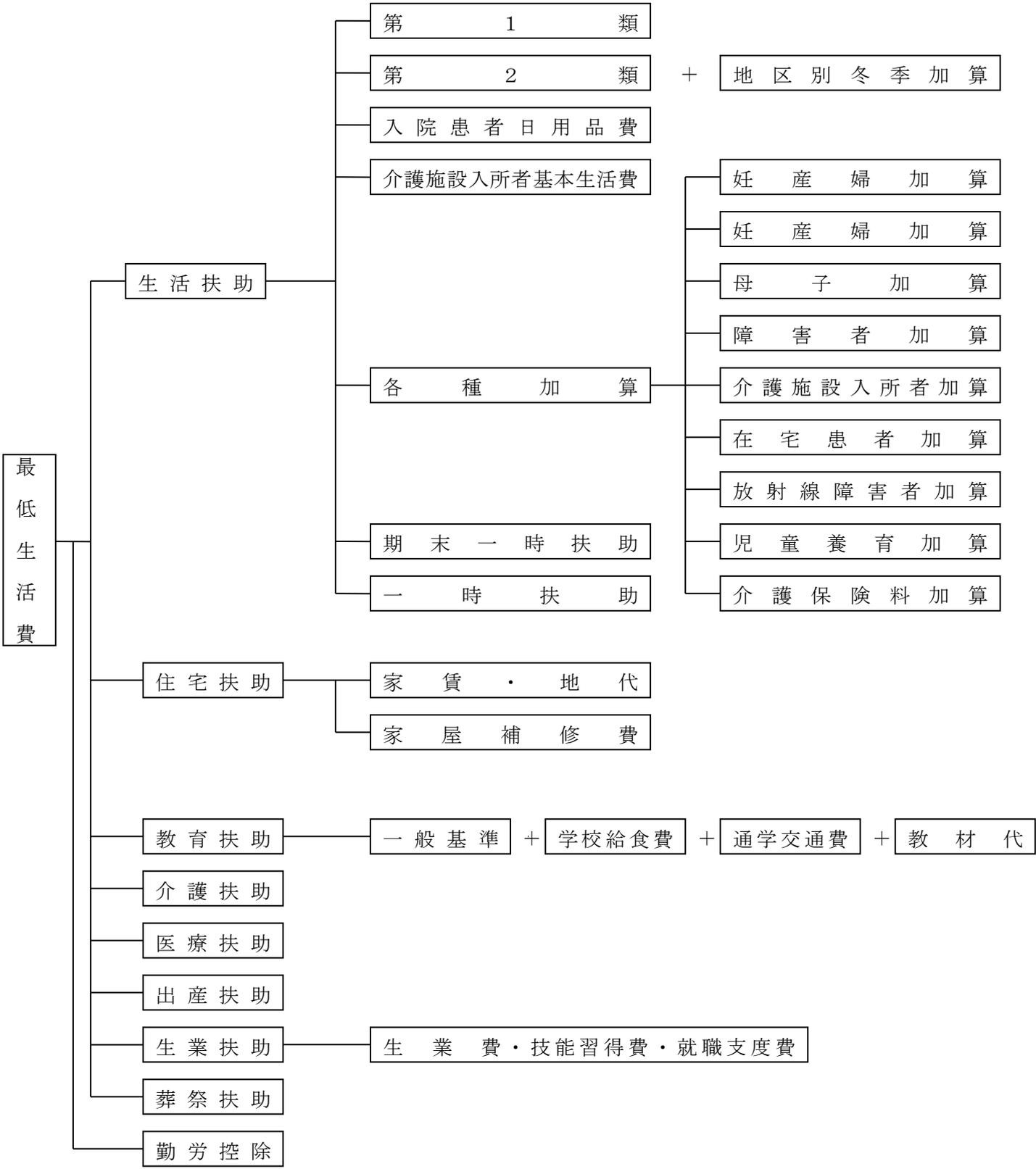
3 最低賃金と生活保護の比較について

（平成20年8月4日「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」から抜粋）

最低賃金と生活保護との比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では、必要に応じて各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住との意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適切と考えたところである。

**※ 最低賃金と生活保護の比較は、別添グラフを参照。**

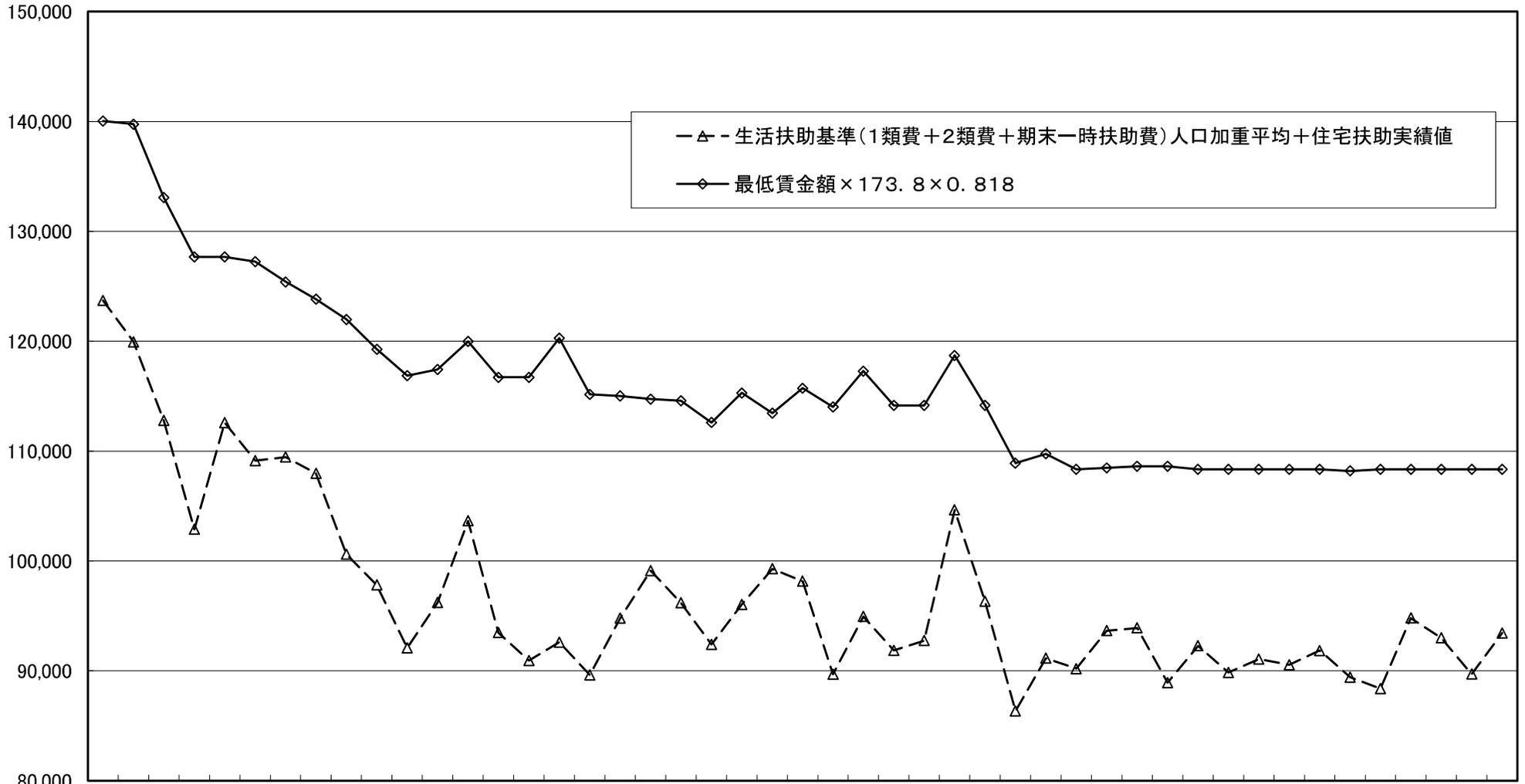
# 最低生活費の体系



# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円

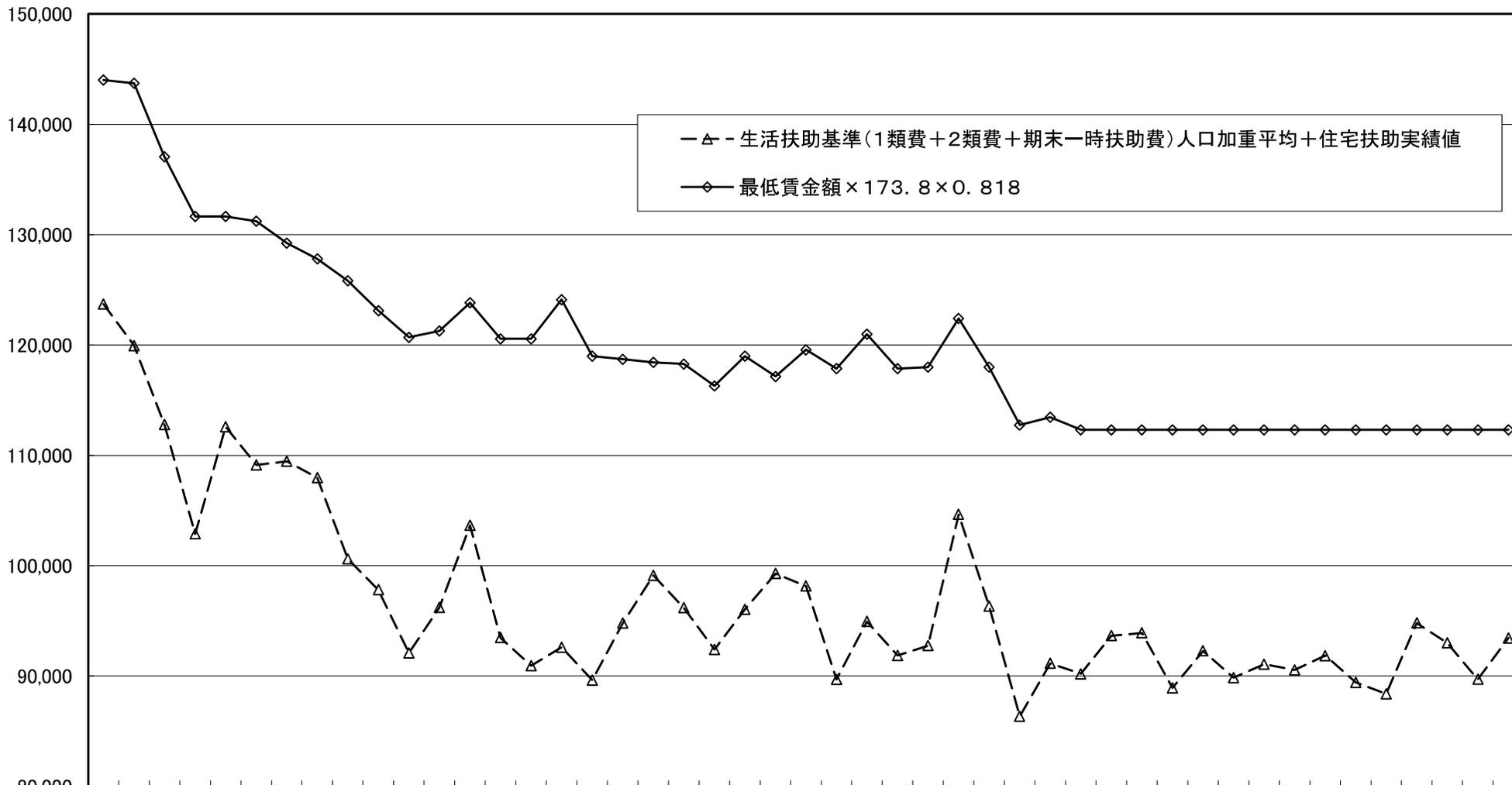


東 神 大 愛 埼 千 京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山 群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳 福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖  
 京 奈 阪 知 玉 葉 都 庫 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 川 川 良 城 岡 口 阜 井 歌 海 潟 島 島 分 形 媛 根 取 本 崎 知 手 児 賀 森 田 崎 縄  
 川

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成30年度のものである。  
 注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東 神 大 愛 埼 千 京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山 群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳 福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖  
 京 奈 阪 知 玉 葉 都 庫 岡 賀 城 木 島 野 山 重 梨 馬 山 川 川 川 良 城 岡 口 阜 井 歌 海 潟 島 島 分 形 媛 根 取 本 崎 知 手 鹿 児 賀 森 田 崎 縄  
 川

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは平成30年度、最低賃金のデータは令和元年度のもの。  
 注4)0.818は時間額761円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成30年度 データに基 づく乖離額	令和元年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.823→0.818) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△99	26	△125	△105	△20	△26	4	△4	6
青森	△96	28	△124	△107	△17	△28	4	0	7
岩手	△117	28	△145	△128	△17	△28	4	0	8
宮城	△100	26	△126	△107	△19	△26	4	△3	6
秋田	△108	28	△136	△120	△16	△28	4	△1	8
山形	△105	27	△132	△120	△12	△27	4	0	11
福島	△131	26	△157	△145	△12	△26	4	0	10
茨城	△175	27	△202	△187	△15	△27	4	1	7
栃木	△150	27	△177	△163	△14	△27	4	△1	10
群馬	△143	26	△169	△154	△15	△26	4	△1	8
埼玉	△107	28	△135	△124	△11	△28	5	△5	18
千葉	△128	28	△156	△142	△14	△28	5	△5	14
東京	△115	28	△143	△126	△17	△28	5	△9	15
神奈川	△140	28	△168	△140	△28	△28	5	△9	4
新潟	△126	27	△153	△135	△18	△27	4	△1	6
富山	△182	27	△209	△192	△17	△27	4	△2	9
石川	△130	26	△156	△145	△11	△26	4	△2	12
福井	△157	26	△183	△170	△13	△26	4	△1	10
山梨	△180	27	△207	△188	△19	△27	4	0	4
長野	△164	27	△191	△177	△14	△27	4	△1	10
岐阜	△158	26	△184	△167	△17	△26	4	0	6
静岡	△151	27	△178	△161	△17	△27	4	△2	7
愛知	△175	28	△203	△179	△24	△28	4	△4	4
三重	△195	27	△222	△203	△19	△27	4	△1	5
滋賀	△152	27	△179	△168	△11	△27	4	△2	14
京都	△113	27	△140	△126	△14	△27	5	△7	15
大阪	△143	28	△171	△140	△31	△28	5	△9	1
兵庫	△112	28	△140	△115	△25	△28	5	△6	5
奈良	△136	26	△162	△145	△17	△26	4	△1	7
和歌山	△151	27	△178	△160	△18	△27	4	△1	6
鳥取	△113	28	△141	△124	△17	△28	4	△1	8
島根	△139	26	△165	△148	△17	△26	4	△1	5
岡山	△110	26	△136	△121	△15	△26	4	△5	11
広島	△116	27	△143	△114	△29	△27	4	△6	0
山口	△172	27	△199	△178	△21	△27	4	△1	4
徳島	△159	27	△186	△170	△16	△27	4	0	7
香川	△143	26	△169	△152	△17	△26	4	△1	7
愛媛	△104	26	△130	△115	△15	△26	4	△1	8
高知	△126	28	△154	△131	△23	△28	4	0	2
福岡	△124	27	△151	△130	△21	△27	4	△4	6
佐賀	△141	28	△169	△150	△19	△28	4	0	5
長崎	△122	28	△150	△133	△17	△28	4	△1	7
熊本	△131	28	△159	△135	△24	△28	4	0	1
大分	△128	28	△156	△135	△21	△28	4	△1	4
宮崎	△132	28	△160	△141	△19	△28	4	0	6
鹿児島	△133	29	△162	△144	△18	△29	4	△1	9
沖縄	△105	28	△133	△114	△19	△28	4	0	5

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。